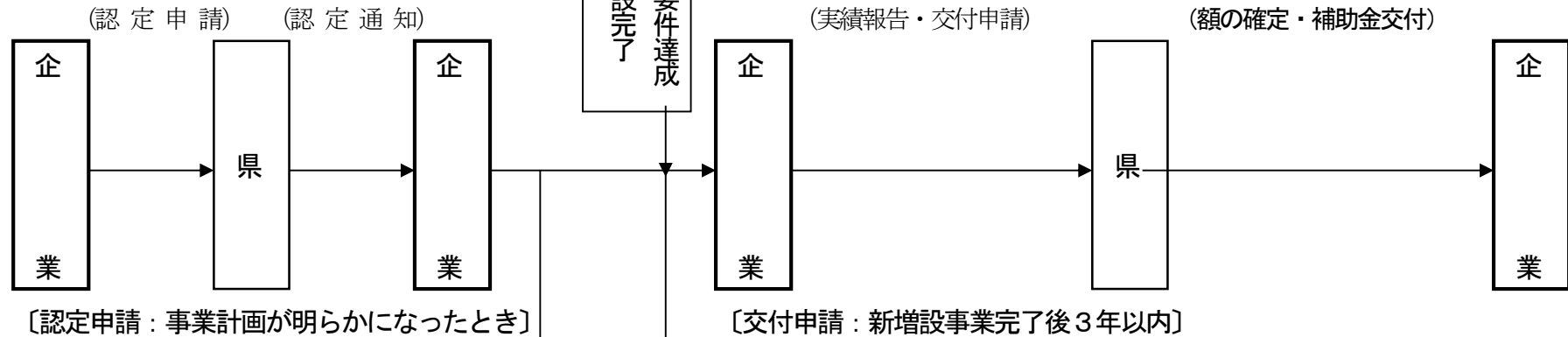


# 鳥取県企業立地事業補助金の交付手続フロー

補助対象事業の認定手続（要綱第10条）

交付手続（要綱第13条、第14条、第22条）



〔認定辞退届〕（要綱第11条）

- ・ 建設計画の中止・廃止、補助要件を満たさなくなったとき

〔認定変更申請〕（要綱第12条）

- ・ 営まれる事業の区分変更
- ・ 投資額の2割を超える増減
- ・ 補助事業の円滑な実施について重要な変更

- ・ 原則、支払いは1つの認定事業計画の新增設事業完了後1回。ただし、投資額が20億円を超え、要件を満たせば、投資の一部が完了し、雇用要件を達成した時点で1会計年度につき1回支払うことが可能。
- ・ 一度に交付申請できる額は5億円以下。